

第19回大空町農業委員会総会議事録

令和4年1月24日 第19回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川一浩	2番 上田英樹	3番 森英章
4番 佐藤廣治	5番 斎藤宏幸	6番 森賀祐司
7番 伊藤博幸	8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二
10番 福田重幸	11番 真鍋剛	13番 福田英信
14番 原本勝広	15番 遠藤哲也	16番 石原せつえ
17番 佐野一義	18番 渡辺誠	19番 高橋敬義
21番 仲西政克	22番 岡本シゲ子	24番 石田正俊

(2) 欠席者

12番 増子昭雄	20番 佐久間仁	23番 丹羽真治
----------	----------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主幹 石川大樹	主事 見延洗太
----------	---------	---------

第19回大空町農業委員会総会議事録

午後3時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第19回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>こんにちは。</p> <p>遅くなりましたが、皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。</p> <p>昨年末から今まで雪が多く、皆さんお疲れでしょうけれども、またお忙しい中、本日の第19回農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本来であれば、本日の総会終了後に新年会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染が全国的に急拡大していることを受けまして、親睦会長・副親睦会長・職務代理・事務局と私で協議いたしまして、急遽新年会は中止いたしましたことをご詫言申し上げます。</p> <p>また、本来であれば新年会をする予定でしたので3時30分からの総会としておりましたけれども、1時30分からにすればよかったです。会場の都合がありまして3時30分から始めることを重ねてお詫言申し上げます。</p> <p>全道的に多数のクラスターが発生し、新規感染者が急増しましたため、まん延防止等重点措置が明日25日から来月の13日までの3週間、全道一律で実施をされることになりました。また色々な事を制限しなくてはいけなくなりますが、コロナ対策をしっかりと行い、感染されず早期に収束されればよいなと思っております。</p> <p>簡単ではございますが、総会前の挨拶といたします。</p> <p>本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>12月24日開催の第18回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p>

<p>石田会長</p>	<p>(活動状況報告説明)</p> <p>ただ今より第19回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時34分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
<p>井上局長</p>	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。 丹羽職務代理、増子委員、佐久間委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計30件であります。 以上でございます。</p>
<p>石田会長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、10番福田重幸委員、11番真鍋委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
<p>石川主幹</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年1月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、夫婦間の贈与の案件です。図面については、1ページに掲載をしております。 なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 以上でございます。</p>

石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第1号所有権移転関係2番朗読】 この件につきましては、国有地払い下げに係る案件です。図面については、2ページに掲載をしております。 この案件につきましても、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。

石田会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。 図面については、3 ページに掲載をしております。 この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目 に該当していないことを確認しております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 番及び 3 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	【議案第 1 号利用権設定関係 2 番及び 3 番朗読】 2 番の案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借の件となっております。そのため、図面は省略しております。 3 番の案件につきましては、経営移譲に伴い、引き続き後継者への賃貸借を行うという案件となっております。そのため図面を省略しております。 なお、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。

	事務局。
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係4番朗読】</p> <p>この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため、図面は省略しております。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和4年1月24日提出 大空町農業委員会会長</p>

	<p>石田正俊。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸し付けしていた農地を借主に売買するものとなっております。</p> <p>あっせんの申出を受け、12月14日に第2地区農業委員さんによりあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、引き続き当該農地について、後継者への賃貸借を行うという案件となっております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい</p>

	<p>ることを確認しております。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】 2番から7番までの案件につきましては農地更新に係る案件となっ ております。1月12日に、第2地区農業委員さんによりあっせん会 が行われております。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合して いることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番及び4番について、貸主が同一ですので、 一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第2号利用権設定関係3番及び4番朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番及び4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番及び4番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第2号利用権設定関係5番朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 6 番及び 7 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。
見延主事	【議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 6 番及び 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	【議案第 2 号利用権設定関係 8 番朗読】 8 番から 20 番までの案件につきましては、農地更新に係る案件となっております。12月20日に第3地区農業委員により、あっせん会が行われております。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

	<p>これより議案第2号利用権設定関係8番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係9番及び10番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係9番及び10番朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係9番及び10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係9番及び10番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係11番から13番について、貸主が同一ですので、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係11番から13番朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係11番から13番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第2号利用権設定関係11番から13番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係14番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係14番朗読】</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係14番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係14番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係15番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係15番朗読】</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係15番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係15番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席、〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係16番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第2号利用権設定関係16番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係16番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係16番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。

	次に利用権設定関係 17 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	【議案第 2 号利用権設定関係 17 番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 17 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 17 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 18 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	【議案第 2 号利用権設定関係 18 番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 18 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 18 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 19 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	【議案第 2 号利用権設定関係 19 番朗読】

	以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 19 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 19 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 20 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第 2 号利用権設定関係 20 番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 20 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 20 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 21 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第 2 号利用権設定関係 21 番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 21 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係21番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求めます。令和4年1月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第3号1番朗読】 この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主へ売買するものです。あっせんの申出を受け、12月14日に第2地区農業委員さんによりあっせん会を行った結果、農業公社の農地売買支援事業を活用し、買受希望者において購入したいとの申し出があり、買入協議要請が適当となったところであり、買受予定者については、西倉地区の〇〇氏となっております。 図面については、4ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第2地区農業委員により11月10日にあっせん会を開催しております。

	<p>譲受人については、いずれも意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われれます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年1月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第4号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件については、先月の総会において議決をいただいている案件となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号所有権移転関係1番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年1月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時46分)</p>